

情 個 審 答 申 第 5 号
平成 2 1 年 2 月 1 6 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第 8 条第 7 号の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 1 年 1 月 1 3 日付け保福発第 1 5 号による諮問（平成 2 1 年諮問第 2 号）については、下記のとおり答申します。

記

1 平成 2 1 年諮問第 2 号

災害時要援護者支援制度に伴う行政情報の外部提供について

2 結論

平成 2 1 年諮問第 2 号については、実施することは適当であると判断します。

なお、実施に当たっては慎重を期し、また次の事項を要望します。

- （1） 災害時要援護者対象者名簿の管理については万全を期すること。
- （2） 民生委員への個人情報の提供の趣旨、根拠について、市民から説明を求められとき、民生委員が十分に説明できるようにしておくこと。